

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(開成町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ	(期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ

改正後	改正前
て、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が<u>それぞれの基準日</u>現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	て、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が<u>それぞれ 基準日</u>現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

別表第1を次のように改める。
別表第1（第3条、第4条関係）

一般職給料表

職員の 区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	197,900	224,500	261,800	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	199,400	226,000	263,600	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	200,900	227,300	265,500	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	202,400	228,800	267,500	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	203,800	230,300	269,500	303,200	331,500	374,800	419,500

	6	167, 700	205, 200	231, 800	271, 600	305, 000	333, 500	377, 300	421, 600
	7	168, 800	206, 600	233, 500	273, 200	306, 600	335, 400	379, 600	423, 700
	8	169, 900	208, 000	235, 400	274, 700	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900
	9	170, 900	209, 700	237, 300	276, 300	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800
	10	172, 300	211, 400	239, 200	277, 800	312, 000	341, 200	387, 100	429, 900
	11	173, 600	212, 900	240, 900	279, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432, 000
	12	174, 900	214, 400	242, 400	281, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
	13	176, 100	216, 200	243, 800	283, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600
	14	177, 600	217, 900	245, 200	284, 800	320, 200	349, 000	396, 900	437, 400
	15	179, 100	219, 600	246, 400	286, 700	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
	16	180, 700	221, 100	248, 000	288, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
	17	181, 800	222, 600	249, 500	290, 300	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000
	18	183, 200	224, 100	250, 900	292, 100	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
	19	184, 600	225, 600	252, 000	293, 700	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600
	20	186, 000	226, 800	253, 400	295, 100	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300
	21	187, 300	228, 200	254, 900	296, 500	333, 400	362, 100	410, 600	450, 100
	22	189, 600	229, 600	256, 200	298, 000	335, 400	364, 000	412, 400	451, 600
	23	191, 800	231, 000	257, 500	300, 000	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000
	24	194, 000	232, 400	258, 700	302, 000	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500
	25	196, 200	234, 000	259, 900	303, 800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900
	26	197, 900	235, 500	261, 100	305, 500	342, 600	371, 600	419, 100	457, 200
	27	199, 400	236, 900	262, 300	307, 400	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500
	28	200, 900	238, 100	263, 600	309, 300	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
	29	202, 400	239, 700	264, 900	311, 100	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700
	30	203, 800	241, 200	266, 200	312, 800	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400
	31	205, 200	242, 600	267, 600	314, 800	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200
	32	206, 600	243, 600	269, 100	316, 800	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900
	33	208, 000	245, 100	270, 700	318, 700	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600
	34	209, 300	246, 400	272, 200	320, 400	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400
	35	210, 600	247, 600	273, 800	322, 400	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100
	36	211, 900	248, 700	275, 500	324, 400	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700
	37	213, 200	249, 700	277, 100	326, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
	38	214, 400	250, 600	278, 700	327, 600	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
	39	215, 600	251, 500	280, 300	329, 600	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400
	40	216, 700	252, 400	281, 800	331, 500	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000
	41	217, 800	253, 300	283, 300	333, 500	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
	42	218, 900	254, 100	284, 800	335, 400	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
	43	219, 900	254, 900	285, 900	337, 300	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
	44	220, 900	255, 600	287, 500	339, 200	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700

	45	221,800	256,700	289,000	341,100	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	257,900	290,500	342,900	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	259,000	291,900	344,800	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	260,200	293,500	346,600	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	261,400	295,100	348,400	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	262,500	296,700	349,900	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	263,600	298,200	351,300	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	264,700	299,800	352,700	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	265,800	301,300	354,200	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	266,900	302,800	355,700	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	267,900	304,400	356,500	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	268,900	306,000	357,500	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	269,900	307,600	358,500	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	270,900	309,100	359,400	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	271,800	310,000	360,500	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	272,700	311,500	361,400	381,700	404,700	445,900	
	61	234,500	273,600	313,000	362,400	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	274,500	314,600	363,300	382,800	405,300		
	63	235,800	275,400	316,200	364,000	383,400	405,600		
	64	236,300	276,300	317,800	364,700	384,000	405,900		
	65	236,800	277,200	319,300	365,300	384,400	406,200		
	66	237,300	278,100	320,800	365,700	385,000	406,500		
	67	237,800	279,000	322,200	366,300	385,600	406,800		
	68	238,400	280,000	323,400	367,000	386,200	407,100		
	69	238,900	281,000	324,500	367,700	386,600	407,300		
	70	239,400	281,900	325,600	368,000	387,100	407,600		
	71	239,900	282,800	326,300	368,700	387,600	407,900		
	72	240,400	283,300	327,200	369,400	388,200	408,100		
	73	240,900	284,000	328,000	370,000	388,500	408,300		
	74	241,400	284,700	328,800	370,300	388,900	408,600		
	75	241,800	285,600	329,600	370,900	389,300	408,900		
	76	242,300	286,600	330,000	371,600	389,700	409,100		
	77	242,800	287,400	330,600	372,200	390,000	409,300		
	78	243,300	288,200	331,300	372,500	390,300	409,600		
	79	243,800	289,000	332,100	373,100	390,600	409,900		
	80	244,300	289,700	332,800	373,800	390,800	410,100		
	81	244,700	290,200	333,500	374,400	391,000	410,300		
	82					391,300	410,600		
	83					391,600	410,900		

	84					391,800	411,100		
	85					392,000	411,300		
	86					392,300			
	87					392,600			
	88					392,800			
	89					393,000			
	90					393,300			
	91					393,600			
	92					393,800			
	93					394,000			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		188,700	216,200	241,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中	(期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中

改正後	改正前
「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」とする。 4～7 （略） （勤勉手当） 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。 4～7 （略） （勤勉手当） 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

(開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年開成町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(給与に関する特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	(給与に関する特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																								
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>376,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>422,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>472,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>533,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>380,000</u>																								
2	<u>427,000</u>																								
3	<u>477,000</u>																								
4	<u>539,000</u>																								
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>376,000</u>																								
2	<u>422,000</u>																								
3	<u>472,000</u>																								
4	<u>533,000</u>																								
2～5 (略)	2～5 (略)																								

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(開成町職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「給与条例」という。)第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

給与改定について

1 令和5年人事院勧告の概要等

人事院は、令和5年8月7日に国家公務員の給与についての勧告・報告を実施しました。本年の給与勧告のポイントは、次のとおりです。

本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差（0.96％）を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
- ② 期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ（年間4.40月分→4.50月分）

2 当町の対応

均衡の原則から国家公務員の給与水準を踏まえた給与水準を確保するため、人事院勧告と同様の給与改定を行います。

(1) 月例給（令和5年4月1日から遡及適用）

① 一般職給料表

若年層に重点を置いて給料表を改定

級	号給		引上げ額		級別職員数
	最高号給	引上げ対象	最小	最大	
1級	81号給	全号給	3,000円	12,000円	2人
2級	81号給	全号給	1,500円	11,000円	19人
3級	81号給	全号給	1,200円	7,900円	27人
4級	81号給	全号給	1,000円	5,600円	21人
5級	93号給	全号給	1,000円	4,700円	14人
6級	85号給	全号給	1,100円	3,900円	24人
7級	61号給	全号給	1,300円	2,600円	11人
8級	45号給	全号給	1,400円	2,200円	6人
計					124人

※暫定再任用職員については、基準給料月額を1,000円から1,200円までの範囲で引上げ

② 現業職給料表

一般職給料表との均衡を基本に改定

級	号給		引上げ額		級別職員数
	最高号給	引上げ対象	最小	最大	
1級	117号給	全号給	300円	10,900円	0人
2級	117号給	全号給	1,300円	12,800円	0人
3級	117号給	全号給	1,000円	11,400円	1人
4級	117号給	全号給	1,100円	6,100円	2人
計					3人

※暫定再任用職員については、基準給料月額を1,000円引上げ

(2) ボーナス（令和5年12月期ボーナスから適用）

① 一般の職員

期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.05月分それぞれ引上げ

		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	1.2月(支給済)	<u>1.25月</u> (+0.05月)	2.45月
	勤勉手当	1.0月(支給済)	<u>1.05月</u> (+0.05月)	2.05月
令和6年度	期末手当	<u>1.225月</u>	<u>1.225月</u>	2.45月
	勤勉手当	<u>1.025月</u>	<u>1.025月</u>	2.05月

② 暫定再任用職員

期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分それぞれ引上げ

		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	0.675月(支給済)	<u>0.7月</u> (+0.025月)	1.375月
	勤勉手当	0.475月(支給済)	<u>0.5月</u> (+0.025月)	0.975月
令和6年度	期末手当	<u>0.6875月</u>	<u>0.6875月</u>	1.375月
	勤勉手当	<u>0.4875月</u>	<u>0.4875月</u>	0.975月